○標準貨物自動車運送約款（手続三手運輸審査局第五百七十五号）

最終改正　令和六年　国土交通省告示第二百十号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送等
　第一節　運送の引受等（第三条―第五条）
　第二節　運送の申込み及び引受け（第六条―第十七条）
　第三節　積付け（第十八条）
　第四節　貨物の受取及び引渡し（第十九条―第二十六条）
　第五節　指図（第二十七条・第二十八条）
　第六節　事故（第二十九条―第三十一条）
　第七節　運賃、料金等（第三十二条―第三十六条）
　第八節　責任（第三十七条―第四十二条）
　第九節　運送賠償（第四十三条―第六十条）
第三章　損害を与えた場合の措置等（第六十一条―第六十四条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当社は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当社は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3　当社は、特別積合せ貨物運送を行います。

4　当社は、貨物自動車利用運送を行います。

（適用範囲）

第二条　当社の締結する貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところによります。

2　より、この運送約款によらない事項については、法令又は一般の慣習によります。

3　当社は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章　運送等

第一節　通則

（受付日時）

第三条　当社が、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運送の優先）

第四条　当社が、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急やむを得ない貨物の運送その他の事由がある場合は、この限りでありません。

（引渡期間）

第五条　当社の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

一　発送運送期間　貨物を受け取った日を含め二日

二　輸送期間　運賃及び料金の計算の基礎となる発送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。

三　集配期間　集荷及び配達に要する標準的な日数

2　前項第二号の発送距離は、最短経路によります。

3　この運送約款において「当店の営業日」とは、第一項第一号及び第二号に規定する日をいいます。

（運送の申込み）

第六条　当店は、貨物の運送を申込む者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。

一　申込者の氏名又は名称並びに住所及び電話番号

二　貨物の品名、品質及び荷造の種類

三　個数

四　集荷及び配達先又は集荷及び配達の日時

五　その他運送に必要な事項

2　前項の運送申込書の記載事項の一部について、当店が指定する方法により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当店の使用に係るもの（以下「電子申込み」という。）による運送の申込みを受ける旨を当店が定めている場合には、前項の規定にかかわらず、申込者は、当該電子申込みの方法により運送申込書に記載すべき事項を当店の指定する方法により当店に通知することができます。この場合において、申込者は、当該運送申込書を提出したものとみなします。

（運送の引受け）

第七条　当店は、前条第一項の運送の申込みがあったときは、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。

一　集荷及び配達又は発送及び荷着の日時

二　運賃、料金等の額

2　当店は、前項の運送引受書の交付に代えて、前項の運送引受書の交付に関する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当店の使用に係るもの（以下「電子引受書」という。）による運送の引受けをすることができます。この場合において、当店は、当該運送引受書を交付したものとみなします。

（運送の引受拒否）

第八条　当店は、貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

2　当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質を通知しない申込者があるときは、その貨物の運送の引受けを拒絶することがあります。

（運送の申込みの撤回）

第九条　申込者は、前条第一項の運送の申込みを撤回しようとするときは、その旨を当店に通知しなければなりません。

2　当店は、前項の通知があったときは、すでに収受した運賃、料金等を申込者に返還します。

（運送の中止）

第十条　当店は、運送の中止を申込者に通知することがあります。

2　当店は、前項の場合において、貨物の運送の中止により生じた損害を賠償します。

（運送の引受義務）

第十一条　当店は、運送の引受けを拒絶することができません。

一　申込者が、第三条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による店舗の掲示をしないとき。

二　申込者が、運賃、料金等の支払を拒絶したとき。

三　当該貨物が、法令の規定により運送することを禁止されているとき。

四　当該貨物が、当店の運送に適さないとき。

五　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（運送の引受拒否）

第十二条　当店は、申込者が、次の各号のいずれかに該当するときは、運送の引受けを拒絶することがあります。

一　当該貨物の引受けを拒絶することについて、正当な理由があるとき。

二　申込者が、第六条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による店舗の掲示をしないとき。

三　申込者が、当該貨物の運送に関する説明を拒絶したとき。

四　当該貨物が、当店に適さないとき。

五　当該貨物が、法令の規定により運送することを禁止されているとき。

六　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（運賃、料金等）

第十三条　運賃、料金等（燃料サーチャージを除く。）及びその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

2　前項の運賃、料金等について、調査する経済の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージを収受することがあります。

3　第一項の運賃、料金等について、荷受人又は当店の一方が貨物の引渡しを行うために特別の作業を必要とするときは、他の一方に対し、その作業に要した費用を請求することができます。

4　運賃、料金等の額が著しく不適当となったときは、当店は、その運賃、料金等を変更することがあります。

（運賃、料金等の収受方法）

第十四条　当店は、貨物を受け取るときまでに、荷受人から運賃、料金等を収受します。

2　前項の規定にかかわらず、荷受人の運賃、料金等の支払能力に関し疑いがあるときは、運賃、料金等の全部又は一部を貨物の引渡しを受ける前に収受することがあります。

3　当店は、第一項の規定にかかわらず、貨物の引渡しをするまでに、運賃、料金等を荷受人から収受することを約束することがあります。

（荷受人の通知）

第十五条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は第十二条第二項の規定により貨物の引渡しをしないときは、その手続によって、荷受人を確知するよう努めなければなりません。

2　前項の規定による荷受人には、前条第三項及び第四項の規定を準用します。

第三節　積付け

（積付け）

第十八条　貨物の積付けは、当店の責任において行います。

2　シャーシ、ロール建車、台車、充てんされているものを除き、荷受人又は荷受人の負担とします。

第四節　貨物の受取及び引渡し

（受取及び引渡しの拒否）

第十九条　当店は、運送申込書に記載された荷受人又は発送人において運送人又は荷受人の指定する者から貨物を受け取り、運送申込書に記載された荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。

（荷受人に対する引渡し）

第二十条　当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとします。

一　荷受人が引渡先に不在の場合には、その引渡先における同居者、従業員又はこれに準ずる者

二　運転者、荷役作業員、施設管理者が引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者

（留置権の行使）

第二十一条　当店は、貨物に関し受け取るべき運賃、料金等又は品代金等の支払を受けるまでは、当該貨物の引渡しをしません。

2　前条の荷受人が、その者のために当店と運転した運送契約について運賃、料金等を支払うべきときは、当店は、その支払を受けるまでは、当該荷受人に対する貨物の引渡しをしないことがあります。

（指図の変更）

第二十二条　当店は、荷受人を確定するまでは、荷受人の費用をもって、又はその他の理由により荷受人に対して相当の期間を定め、その貨物の変更を指示することができます。ただし、その期間経過の後、さらに、荷受人に対して、前項に規定する指図と同じ指図をすることがあります。

（引渡不能の貨物の処置）

第二十三条　当店は、荷受人を確定することができない場合又は前条第一項の場合には、荷受人の費用をもって、その貨物を倉庫業者に寄託することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷受人又は荷受人に対して通知します。

3　当店は、前項の規定による通知を発したときは、貨物の引渡しをしたものとみなします。

4　当店が、第一項の規定により貨物の寄託をした場合において、倉庫業者を作らせたときは、その倉庫業者が貨物の寄託を受けた時から、荷受人に対して、相当の期間を定め、その貨物の受取を催告し、その期間経過の後、さらに、荷受人に対して、前項に規定する指図と同じ指図をすることがあります。

（引渡不能の貨物の処置）

第二十四条　当店は、荷受人を確定することができない場合又は第二十二条第二項の場合には、その貨物を競売することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物の供託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷受人又は荷受人に対して通知します。

（引渡不能の貨物の腐敗）

第二十五条　当店は、第二十二条の規定により荷受人に対して指図すべきことを求めた場合において、荷受人から指図がないときは、相当の期間を定めて催告をしなければなりません。

2　前項の規定にかかわらず、腐敗のおそれがある貨物は、第二十二条の規定により寄託をすることなく、競売することがあります。

3　当店は、第一項の規定にかかわらず、貨物が引渡しをするまでに、運賃、料金等を荷受人から収受することを困難とするに足りる相当の理由があるときは、第二十二条の規定により貨物の寄託をすることがあります。

（危険品の処分）

第二十六条　当店は、引火性、爆発性その他の危険性を有する貨物であって、当店が運送の引受けをしたものが、運送の中止、変更、転送その他の処分により運送に危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、荷受人の請求があるときに限り、その貨物を処分することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物を処分したときは、荷受人に対して通知します。

（貨物の分離）

第二十七条　荷受人が、当店に対して、貨物の運送の中止、変更、転送その他の処分について指図をすることができます。

2　当店は、前項の規定により荷受人から指図をするときは、貨物が別梱包に到着した場合において、荷受人から貨物の引渡しの請求があったときは、貨物を分離して引き渡すことがあります。

3　当店は、前項の規定により貨物を分離して引き渡すときは、荷受人に対して、その旨を通知します。

（利用運送及び利用運送手数額）

第二十八条　当店は、荷受人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の貨物自動車運送事業者の行う運送又は貨物利用運送を利用して運送することがあります。

2　当店は、前項の利用運送を行ったときは、あらかじめ荷受人に通知します。

3　当店は、前項の利用運送を行う場合において、荷受人から別段の申出がないときは、当該貨物について収受した運賃、料金等の額から利用運送に係る手数額を控除した額を利用運送事業者の行う運送に係る運賃、料金等の額とします。

4　前項の規定にかかわらず、荷受人から別段の申出があったときは、当該貨物について収受した運賃、料金等の額から利用運送に係る手数額を控除した額を利用運送事業者の行う運送に係る運賃、料金等の額とします。

5　当店は、第一項の規定により貨物を利用運送に係る手数額を控除した額を利用運送事業者の行う運送に係る運賃、料金等の額とします。

（利用運送の制限）

第二十九条　当店は、荷受人から貨物の運送の引受けを求められた場合において、荷受人が貨物の運送を利用運送によって行うことを相当でないと認めるときは、その貨物の運送を利用運送によって行うことを拒絶することがあります。

2　当店は、荷受人が貨物の運送を利用運送によって行うことを求めた場合において、荷受人が貨物の運送を利用運送によって行うことを相当でないと認めるときは、その貨物の運送を利用運送によって行うことを拒絶することがあります。

（荷受人の通知）

第三十条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は荷受人が貨物の引渡しを受けることができない場合において、荷受人を確知し、又は荷受人が貨物の引渡しを受けることができるようになるために必要な処置について、発送人に対し、相当の期間を定めて、その指図を求めることがあります。

2　当店は、前項の場合において、荷受人を確知し、又は荷受人が貨物の引渡しを受けることができるようになるために必要な処置について、荷受人に対し、相当の期間を定めて、その指図を求めることがあります。

3　当店は、前二項の場合において、発送人又は荷受人が指図をしないときは、貨物を供託することがあります。

4　当店は、前項の規定により貨物を供託したときは、発送人又は荷受人に対して通知します。

（荷受人の貨物の引取義務）

第三十一条　荷受人は、貨物が到着したときは、遅滞なく、その貨物を引き取らなければなりません。

2　荷受人が、前項の規定により貨物を引き取ったときは、当店に対し、その旨を通知しなければなりません。

（荷受人の貨物の検査）

第三十二条　荷受人は、貨物を引き取るに際し、その貨物について、当店の運送に関し、損害の発生又は拡大の防止のため、検査を求めることができます。

2　当店は、前項の検査に関し、荷受人に対し、必要な協力を求めることがあります。

（運賃、料金等の支払）

第三十三条　荷受人は、貨物を引き取るときまでに、運賃、料金等を支払わなければなりません。

2　当店は、荷受人が貨物を引き取らないとき、又は荷受人を確知することができないときは、発送人に対して、運賃、料金等の支払を求めることがあります。

3　当店は、荷受人又は発送人が運賃、料金等の支払をしないときは、その貨物について、当店が有する運送に関する一般の先取特権の順位にかかわらず、他の運賃、料金等に優先して、その支払を受けるまでその貨物の引渡しを拒むことができます。

（運賃、料金等の後払）

第三十四条　当店は、荷受人が貨物を引き取った日の翌日から起算して十四日を経過した日までに運賃、料金等の支払をしないときは、荷受人に対し、その翌日から起算して十四日を経過した日の翌日から支払をした日までの期間について、年利十四・五パーセントの割合で、遅延利息を請求することがあります。

（運賃、料金等の減額）

第三十五条　当店は、貨物の全部又は一部が滅失、毀損、汚染その他やむを得ない事由により減失、汚損又は腐敗変質（以下「減失等」という。）したときは、その減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものでないときに限り、その減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の支払を免れます。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の支払を免れます。

3　当店は、前二項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の支払を免れます。

（事故発生の場合の運賃、料金等）

第三十六条　当店は、第二十七条及び第二十九条の規定により貨物の運送の中止又は運送の引受けの取消しを行った場合において、運賃、料金等を収受しているときは、既に運送した貨物の運送の割合に応じて、運賃、料金等の全部又は一部を収受しているときは、既に運送した貨物の運送の割合に応じて、運賃、料金等の全部又は一部を収受しているときは、これを荷受人又は荷受人に返還します。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、荷受人又は荷受人の責任による事由により運送の中止又は運送の引受けの取消しを行ったときは、既に運送した貨物の運送の割合に応じて、運賃、料金等の全部又は一部を収受しているときは、これを荷受人又は荷受人に返還しません。

（事故発生の場合の運賃、料金等）

第三十七条　当店は、第二十七条及び第二十九条の規定により貨物の運送の中止又は運送の引受けの取消しを行った場合において、運賃、料金等を収受していないときは、既に運送した貨物の運送の割合に応じて、運賃、料金等の全部又は一部を収受します。ただし、既に運送した貨物について事故が発生したときは、これを荷受人又は荷受人に返還します。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、既に運送した貨物について事故が発生したときであって、荷受人又は荷受人の責任による事由により運送の中止又は運送の引受けの取消しを行ったときは、既に運送した貨物の運送の割合に応じて、運賃、料金等の全部又は一部を収受しているときは、これを荷受人又は荷受人に返還しません。

（事故発生の場合の運賃、料金等）

第三十八条　当店は、第二十七条及び第二十九条の規定により貨物の運送の中止又は運送の引受けの取消しを行った場合において、運賃、料金等を収受していないときは、既に運送した貨物の運送の割合に応じて、運賃、料金等の全部又は一部を収受します。ただし、既に運送した貨物について事故が発生したときは、これを荷受人又は荷受人に返還します。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、既に運送した貨物について事故が発生したときであって、荷受人又は荷受人の責任による事由により運送の中止又は運送の引受けの取消しを行ったときは、既に運送した貨物の運送の割合に応じて、運賃、料金等の全部又は一部を収受しているときは、これを荷受人又は荷受人に返還しません。

（事故発生の場合の運賃、料金等）

第三十九条　当店は、第二十七条及び第二十九条の規定により貨物の運送の中止又は運送の引受けの取消しを行った場合において、運賃、料金等を収受していないときは、既に運送した貨物の運送の割合に応じて、運賃、料金等の全部又は一部を収受します。ただし、既に運送した貨物について事故が発生したときは、これを荷受人又は荷受人に返還します。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、既に運送した貨物について事故が発生したときであって、荷受人又は荷受人の責任による事由により運送の中止又は運送の引受けの取消しを行ったときは、既に運送した貨物の運送の割合に応じて、運賃、料金等の全部又は一部を収受しているときは、これを荷受人又は荷受人に返還しません。

（事故発生の場合の運賃、料金等）

第四十条　当店は、第二十七条及び第二十九条の規定により貨物の運送の中止又は運送の引受けの取消しを行った場合において、運賃、料金等を収受していないときは、既に運送した貨物の運送の割合に応じて、運賃、料金等の全部又は一部を収受します。ただし、既に運送した貨物について事故が発生したときは、これを荷受人又は荷受人に返還します。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、既に運送した貨物について事故が発生したときであって、荷受人又は荷受人の責任による事由により運送の中止又は運送の引受けの取消しを行ったときは、既に運送した貨物の運送の割合に応じて、運賃、料金等の全部又は一部を収受しているときは、これを荷受人又は荷受人に返還しません。

（事故発生の場合の運賃、料金等）

第四十一条　当店は、第二十七条及び第二十九条の規定により貨物の運送の中止又は運送の引受けの取消しを行った場合において、運賃、料金等を収受していないときは、既に運送した貨物の運送の割合に応じて、運賃、料金等の全部又は一部を収受します。ただし、既に運送した貨物について事故が発生したときは、これを荷受人又は荷受人に返還します。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、既に運送した貨物について事故が発生したときであって、荷受人又は荷受人の責任による事由により運送の中止又は運送の引受けの取消しを行ったときは、既に運送した貨物の運送の割合に応じて、運賃、料金等の全部又は一部を収受しているときは、これを荷受人又は荷受人に返還しません。

（事故発生の場合の運賃、料金等）

第四十二条　当店は、第二十七条及び第二十九条の規定により貨物の運送の中止又は運送の引受けの取消しを行った場合において、運賃、料金等を収受していないときは、既に運送した貨物の運送の割合に応じて、運賃、料金等の全部又は一部を収受します。ただし、既に運送した貨物について事故が発生したときは、これを荷受人又は荷受人に返還します。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、既に運送した貨物について事故が発生したときであって、荷受人又は荷受人の責任による事由により運送の中止又は運送の引受けの取消しを行ったときは、既に運送した貨物の運送の割合に応じて、運賃、料金等の全部又は一部を収受しているときは、これを荷受人又は荷受人に返還しません。

第四節　指図

（指図）

第二十七条　荷受人が、当店に対して、貨物の運送の中止、変更、転送その他の処分について指図をすることができます。

2　当店は、前項の荷受人の権利が別梱包に到着した場合において、荷受人から貨物の引渡しの請求があったときは、行使することができません。

3　当店は、前項の指図を拒絶したときは、指図書を返却しなければなりません。

（指図に応じない場合）

第二十八条　当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

2　前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷受人に通知します。

第五節　事故

（貨物の滅失等の賠償）

第二十九条　当店は、次の場合には、運賃、料金等の全額を収受しません。

一　貨物の全部が滅失等したとき。

二　前号の滅失等が当店の責任に帰すべき事由によるものでないとき。

三　一部滅失等の場合において、残存する貨物の価額が、運賃、料金等の額に満たないとき。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、貨物の一部が滅失等したときであって、その滅失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときは、その滅失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の支払を免れません。

3　当店は、前二項の規定にかかわらず、貨物の一部が滅失等したときであって、その滅失等が当店の責任に帰すべき事由によるものでないときは、その滅失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の支払を免れません。

（事故の際の措置）

第三十九条　当店は、次の場合には、運賃、料金等の支払を拒絶することがあります。

一　貨物の滅失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるとき。

二　前号の滅失等が当店の責任に帰すべき事由によるものでないとき。

三　一部滅失等の場合において、残存する貨物の価額が、運賃、料金等の額に満たないとき。

（危険品の処分）

第四十条　当店は、第十五条の規定による通知又は荷受人の引取りの際、発火その他危険性が明らかになった貨物について、必要に応じ、いつでもその運送上の危険を除去するために処分することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物の処分をしたときは、遅滞なく、荷受人に対し、その旨を通知します。

3　当店は、前項の規定により貨物の処分をしたときは、運賃、料金等の全部を収受します。

（事故発生の場合の措置）

第四十一条　当店は、第十五条の規定による通知及び前条の規定による処分をしたときは、遅滞なく、荷受人に対し、その旨を通知します。

2　当店は、前項の規定により貨物の処分をしたときは、運賃、料金等の全部を収受します。

（事故発生の場合の措置）

第四十二条　当店は、第十五条の規定による通知及び前条の規定による処分をしたときは、遅滞なく、荷受人に対し、その旨を通知します。

2　当店は、前項の規定により貨物の処分をしたときは、運賃、料金等の全部を収受します。

第六節　事故

（事故の届出）

第三十条　当店は、次の場合には、遅滞なく、荷受人に対し、相当の期間を定めて、その貨物の処分について指図を求めます。

一　貨物の著しい減失、損傷その他の事故が生じたとき。

二　前号の事故発生の原因又は運送方法その他の事情により、同号の事故が生ずるおそれがあると認めるとき。

三　荷受人が、貨物の受取を拒絶したとき。

（荷受人の通知義務）

第三十一条　荷受人は、貨物の減失等について当店の責任を問うときは、当該貨物の引渡しがあった日から起算して七日以内に、当店に対し、その旨を通知しなければなりません。

2　前項の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものでないときは、荷受人は、当店に対し、その減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであることを証明しなければなりません。

第三章　損害を与えた場合の措置等

（事故報告）

第六十一条　当店は、運送の中止の指図による場合又は前条第一項の規定により貨物の処分をしたときは、荷受人に対し、その旨を通知します。

2　前項の通知をするときは、荷受人の氏名又は名称並びに住所及び電話番号

3　貨物の品名、品質及び荷造の種類

4　個数

5　貨物の減失等の状況

6　その他運送に必要な事項

（運送状の交付）

第六十二条　当店は、荷受人から貨物の減失等について当店の責任を問う旨の通知があったときは、荷受人に対し、運送状の写しを交付します。

2　荷受人が前項の通知をしないときは、当店は、荷受人に対し、運送状の写しを交付しません。

（運賃、料金等の返還）

第六十三条　当店は、貨物の減失等について当店の責任を問う旨の通知があったときは、荷受人に対し、相当の期間を定めて、その貨物の返還を催告します。

2　当店は、前項の催告をしたときは、荷受人に対し、その貨物の返還と引換えに、運賃、料金等の額から貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときは、貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の額を控除した額を返還します。

3　当店は、前項の催告をしたときは、荷受人に対し、その旨を通知します。

（損害賠償）

第六十四条　当店は、貨物の減失等について当店の責任を問う旨の通知があったときは、荷受人に対し、その貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときは、その貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の損害賠償をします。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の支払を免れるときは、その貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の損害賠償をします。

3　当店は、前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の額を控除した額の損害賠償をします。

4　前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の額を控除した額の損害賠償をします。

5　当店は、前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の額を控除した額の損害賠償をします。

（責任の限度）

第六十五条　当店は、貨物の減失等について当店の責任を問う旨の通知があったときは、荷受人に対し、その貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときは、その貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の損害賠償をします。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の額を控除した額の損害賠償をします。

3　当店は、前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の額を控除した額の損害賠償をします。

4　前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の額を控除した額の損害賠償をします。

5　当店は、前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の額を控除した額の損害賠償をします。

（責任の限度）

第六十六条　当店は、貨物の減失等について当店の責任を問う旨の通知があったときは、荷受人に対し、その貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときは、その貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の損害賠償をします。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の額を控除した額の損害賠償をします。

3　当店は、前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の額を控除した額の損害賠償をします。

4　前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の額を控除した額の損害賠償をします。

5　当店は、前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の額を控除した額の損害賠償をします。

（責任の限度）

第六十七条　当店は、貨物の減失等について当店の責任を問う旨の通知があったときは、荷受人に対し、その貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときは、その貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の損害賠償をします。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の額を控除した額の損害賠償をします。

3　当店は、前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の額を控除した額の損害賠償をします。

4　前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の額を控除した額の損害賠償をします。

5　当店は、前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の額を控除した額の損害賠償をします。

（責任の限度）

第六十八条　当店は、貨物の減失等について当店の責任を問う旨の通知があったときは、荷受人に対し、その貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときは、その貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の損害賠償をします。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の額を控除した額の損害賠償をします。

3　当店は、前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の額を控除した額の損害賠償をします。

4　前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の額を控除した額の損害賠償をします。

5　当店は、前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の額を控除した額の損害賠償をします。

（責任の限度）

第六十九条　当店は、貨物の減失等について当店の責任を問う旨の通知があったときは、荷受人に対し、その貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときは、その貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の損害賠償をします。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の額を控除した額の損害賠償をします。

3　当店は、前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の額を控除した額の損害賠償をします。

4　前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の額を控除した額の損害賠償をします。

5　当店は、前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の額を控除した額の損害賠償をします。

（責任の限度）

第七十条　当店は、貨物の減失等について当店の責任を問う旨の通知があったときは、荷受人に対し、その貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときは、その貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の損害賠償をします。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の額を控除した額の損害賠償をします。

3　当店は、前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の額を控除した額の損害賠償をします。

4　前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の額を控除した額の損害賠償をします。

5　当店は、前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の額を控除した額の損害賠償をします。

（責任の限度）

第七十一条　当店は、貨物の減失等について当店の責任を問う旨の通知があったときは、荷受人に対し、その貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときは、その貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の損害賠償をします。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の額を控除した額の損害賠償をします。

3　当店は、前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の額を控除した額の損害賠償をします。

4　前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の額を控除した額の損害賠償をします。

5　当店は、前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の額を控除した額の損害賠償をします。

（責任の限度）

第七十二条　当店は、貨物の減失等について当店の責任を問う旨の通知があったときは、荷受人に対し、その貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときは、その貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の損害賠償をします。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の額を控除した額の損害賠償をします。

3　当店は、前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の額を控除した額の損害賠償をします。

4　前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の額を控除した額の損害賠償をします。

5　当店は、前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の額を控除した額の損害賠償をします。

（責任の限度）

第七十三条　当店は、貨物の減失等について当店の責任を問う旨の通知があったときは、荷受人に対し、その貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときは、その貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の損害賠償をします。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の額を控除した額の損害賠償をします。

3　当店は、前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の額を控除した額の損害賠償をします。

4　前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の額を控除した額の損害賠償をします。

5　当店は、前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金等の額を控除した額の損害賠償をします。

（責任の限度）

第七十四条　当店は、貨物の減失等について当店の責任を問う旨の通知があったときは、荷受人に対し、その貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときは、その貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の損害賠償をします。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、貨物の減失等が当店の責任に帰すべき事由によるものであるときであっても、荷受人が貨物の減失等が生じた時における貨物の価額に相当する額の運賃、料金